

## 有資格業者の格付（ランク）制度について

### 有資格業者の格付（ランク）の必要性

公共工事の規模、内容等は千差万別であり、一方、公共工事の受注を希望する建設業者の経営規模、施工能力等も相当の違いがあるため、建設業者の施工能力に応じた発注を行い、適正な工事の施工を確保することや工事の適正な配分に配慮すること等を目的として、競争参加資格の点数に応じて、等級ごとに区分する格付を行う必要があるため。

### 制度の概要

（１）常総市競争入札参加資格者名簿（建設工事）において名簿登載時に客観的評価（客観点：総合評定値P点）と、市独自の主観的評価（主観点）とを合計した総合的評価に基づき、対象となる業種ごとに建設業者の格付けを行う。

### ○対象業種：土木一式、建築一式、舗装、電気、管

（２）格付けは名簿に登載される時に決定し、名簿の有効期間（通常２年間）はその格付けが固定される（一部例外あり）。

（３）市は業種と格付けによる発注基準を定め、建設業者はその格付けに基づく対象工事に参加することができる。

（４）（３）の発注基準によらず、工事の性質、難易度及び個別の事由等により入札参加条件を設定することができる。

### 格付け業種及び格付けランク

項目	対象業種	格付けランク
格付け対象業種 及び格付け	土木一式	S A B C
	建築一式	S A B C
	舗 装	S A B C
	電 気	A B
	管	A B

項目	内容	配点	備 考
防災協定の締結	令和7年1月1日現在で市との防災協定を締結する者：15点（最大15点） （市の管理する防災協定の締結状況に基づき判断）	15	
社会貢献活動	市の防災活動に関する協定への協力状況。令和5年1月1日から令和6年12月31日における活動を評価の対象とし、申請に基づき評価する。 市との防災協定に基づく活動の件数×5点（最大25点）	25	
地域貢献	消防団登録のある常勤職員の数×2点（最大10点） （常総市消防団への登録）	10	
常勤雇用 若年者雇用	常勤職員の雇用状況（市内在住者、増加した職員、若年者） （個人事業主又は法人の役員等は除く）		・令和7年1月1日を基準日とする。 ・常勤雇用者数の増加については、令和5年1月1日と比較して増加した場合にこれを評価する。
	1 市内在住者の常勤雇用 職員数×2点（最大10点）	10	
	2 令和7年1月1日現在で令和5年1月1日と比較して増加した常勤職員の数×5点 （最大25点）※市内在住・市外在住問わず	25	
	3 令和7年1月1日現在で35歳未満の常勤職員の数×3点（最大15点） ※市内在住・市外在住問わず	15	
指名停止	常総市建設工事等の契約に係る指名停止等措置要綱に基づく令和5年度及び令和6年度における指名停止措置の件数 （JVが受けた指名停止措置の件数は、当該JVの各構成員の件数として取り扱うものとする。）		・市の管理する指名停止措置状況に基づき判断する。